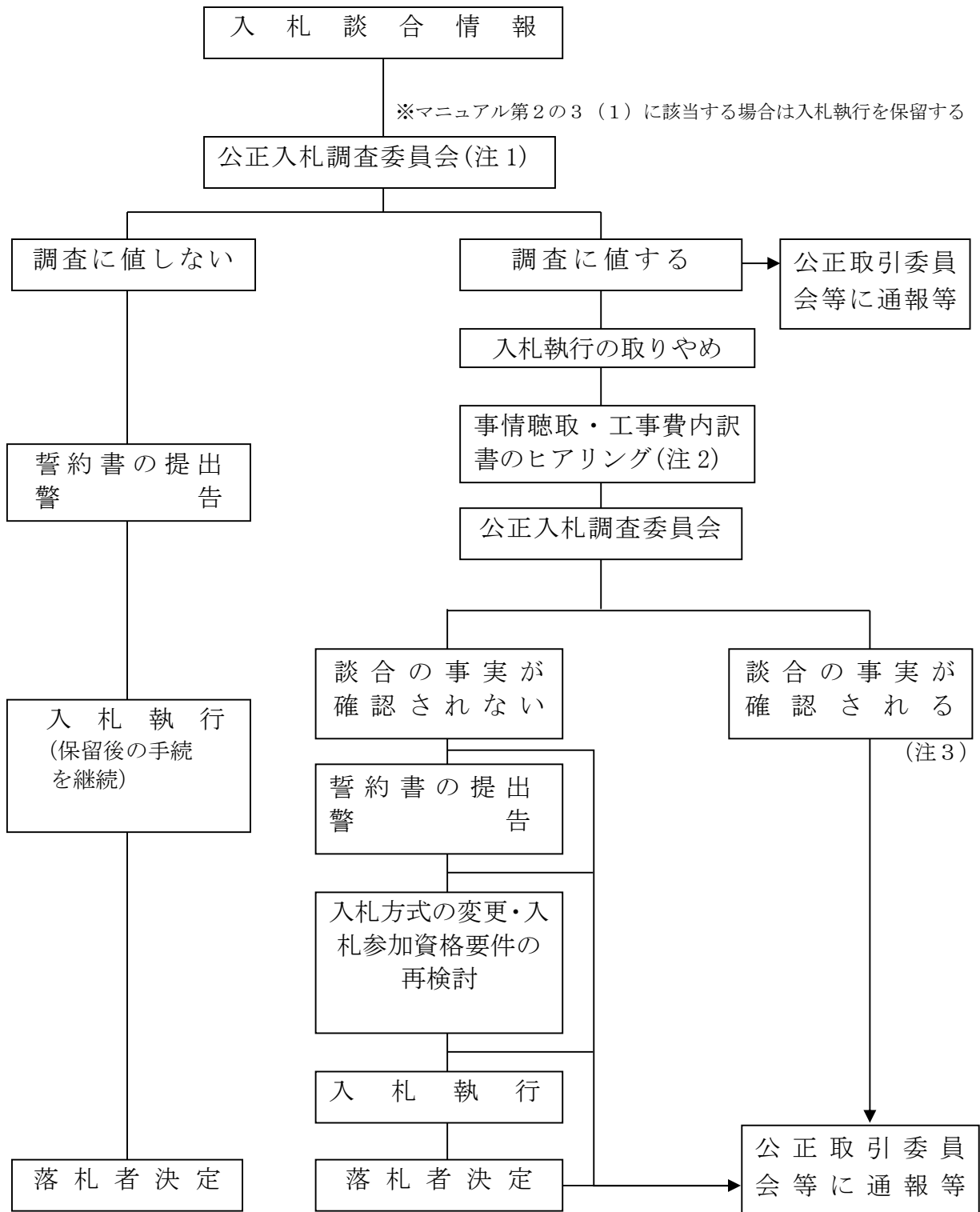


談合情報対応フロー図（落札者決定前に情報を把握した場合）



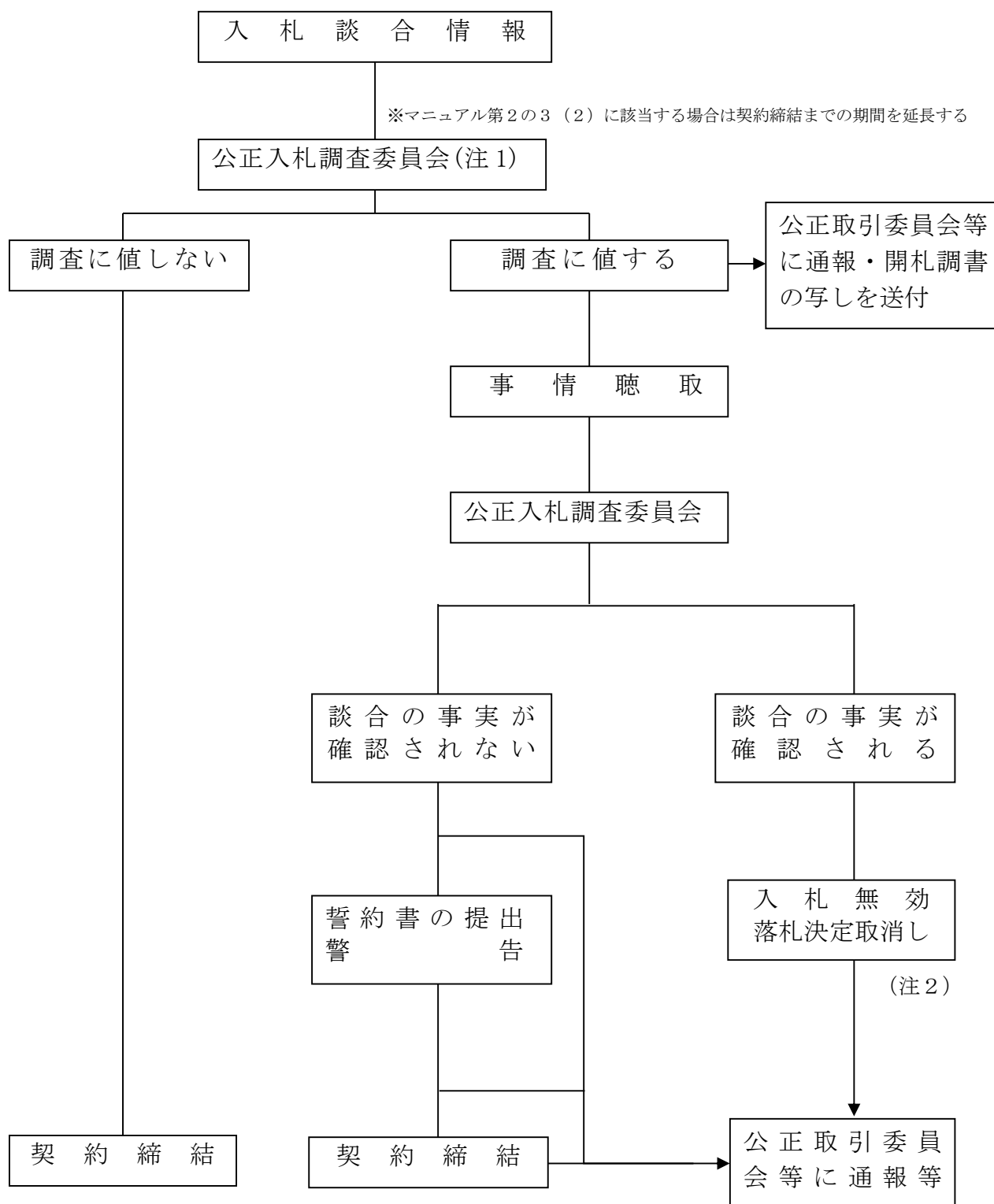
注1 ・公正入札調査委員会は、原則として千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程で定められる「本庁の部会」及び「各出先機関の部会」ごとに設置する。

・談合情報対応マニュアルにより判断する。

注2 工事費内訳書のヒアリングは事情聴取と同時に実施するものとする。

注3 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で、入札方式の変更又は入札参加資格要件を再検討の上実施する。

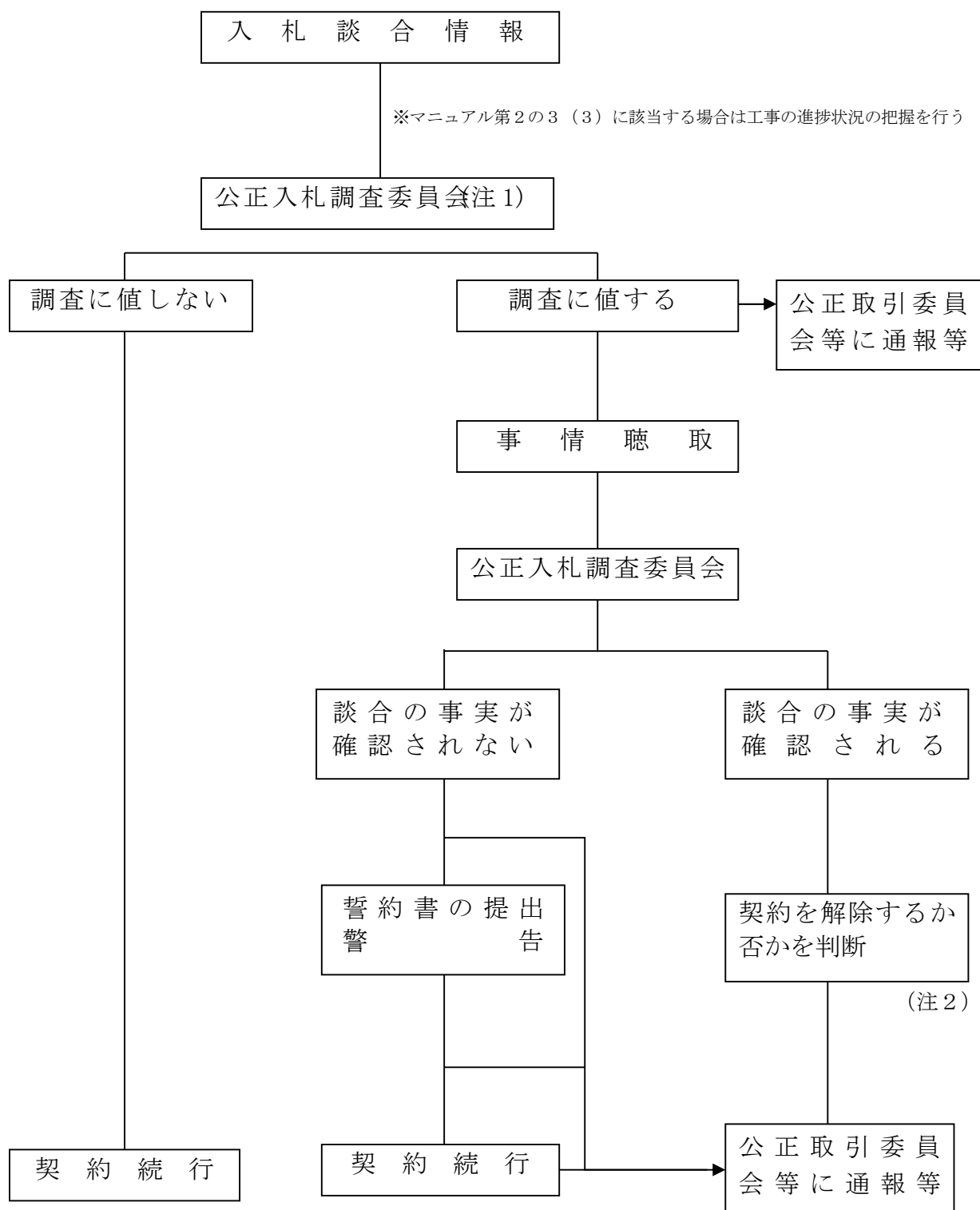
談合情報対応フロー図 (落札者決定後・契約締結前に情報を把握した場合)



注1 公正入札調査委員会は、原則として千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程で定められる「本庁の部会」及び「各出先機関の部会」ごとに設置する。

注2 再度の入札執行に当たっては、指名停止措置を行った上で、入札方式の変更又は入札参加資格要件を再検討の上実施する。

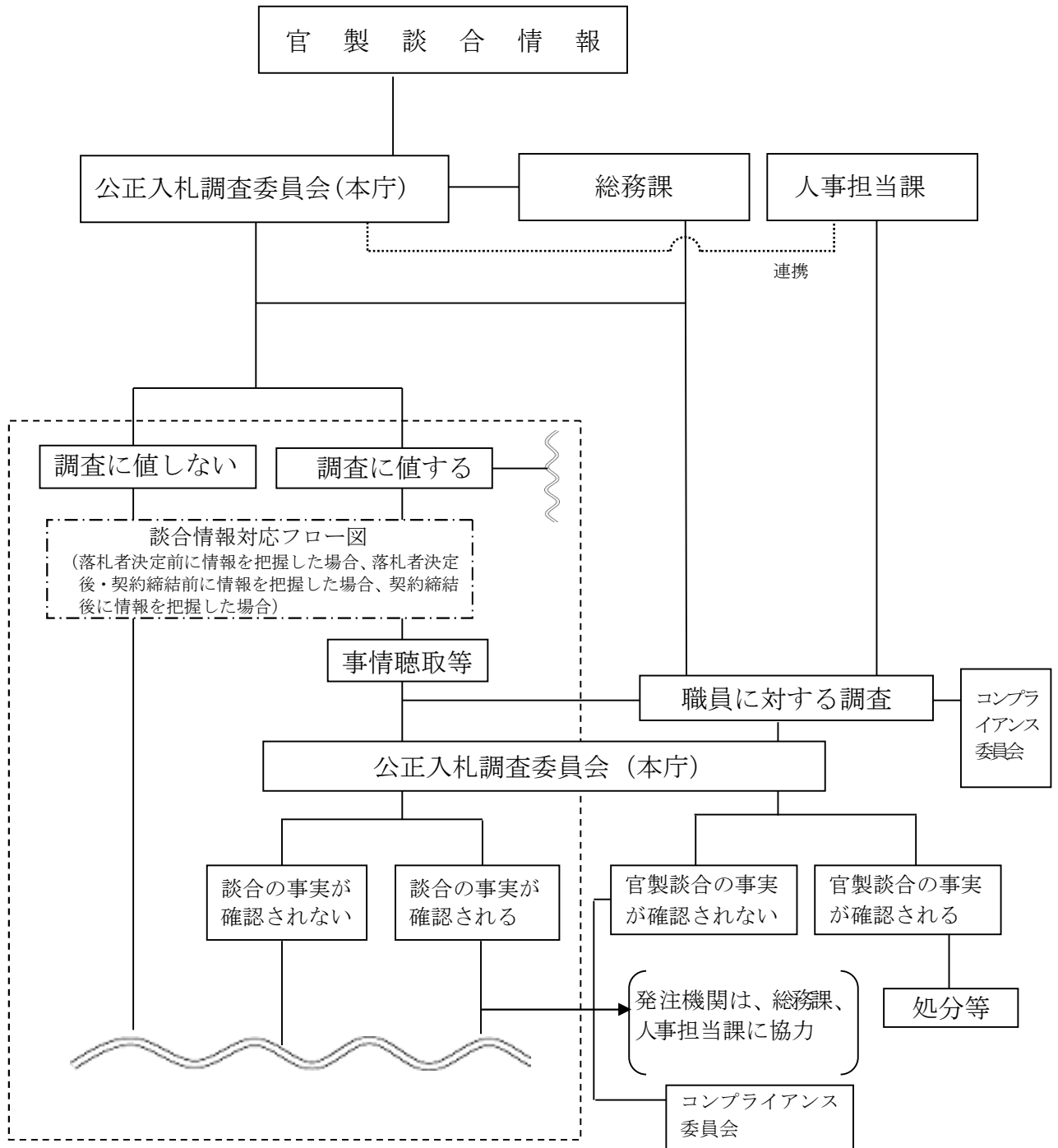
談合情報対応フロー図 (契約締結後に情報を把握した場合)



注1 公正入札調査委員会は、原則として千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程で定められる「本庁の部会」及び「各出先機関の部会」ごとに設置する。

注2 着工工事の進捗状況等を考慮し、契約解除の可否を判断する。

官製談合情報対応フロー図



注 囲みは、談合情報対応フロー図（「落札者決定前に情報を把握した場合」、「落札者決定後・契約締結前に情報を把握した場合」、「契約締結後に情報を把握した場合」）を表す。なお、 で省略した外側の記載は各フロー図を参照のこと。